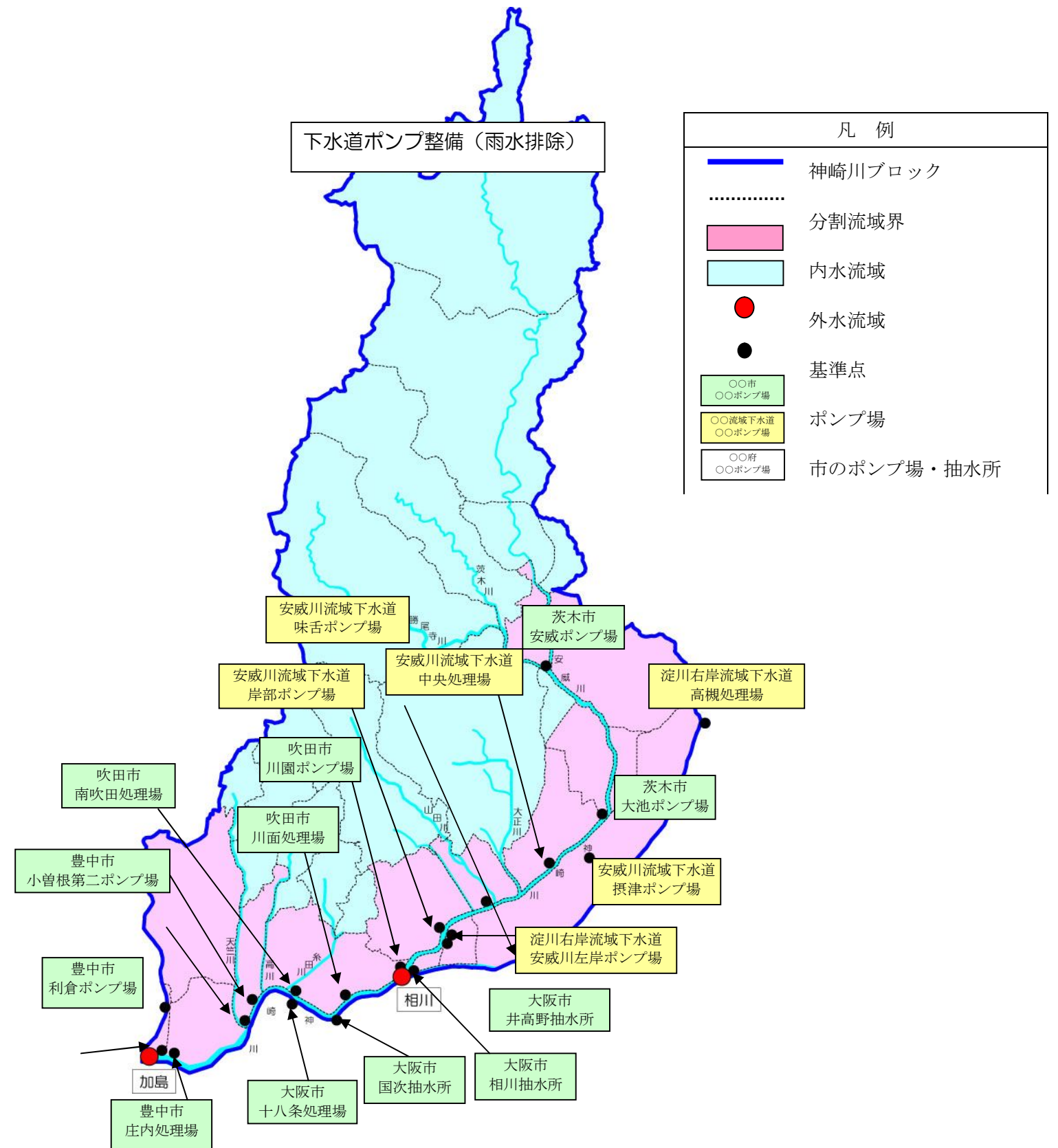


参考資料

下水道ポンプの整備状況

	全体計画整備能力 (m^3/s)	H20 年度末整備状況 (m^3/s)	整備率 (%)
安威川流域下水道	230	224	97
大阪市	8	8	100
豊中市	126	122	97
吹田市	107	66	62
茨木市	65	63	97
合計	536	483	90



現行計画の利水容量について

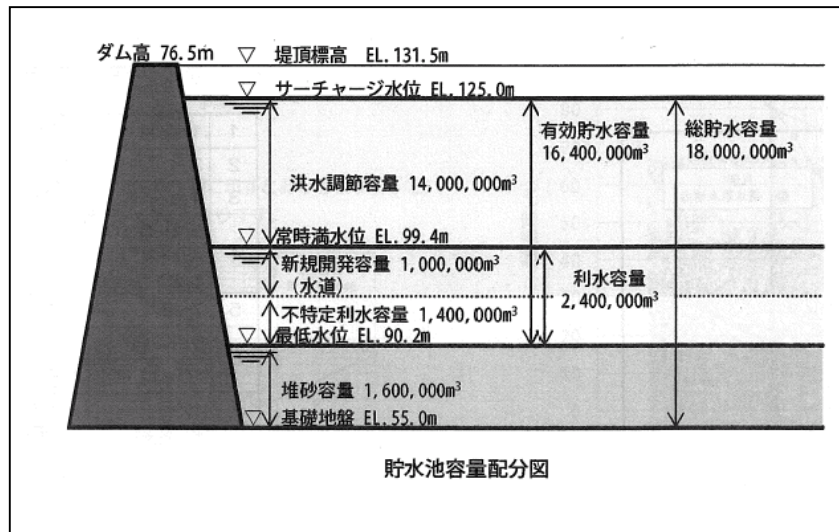
◆不特定容量とダム の 利水容量について

■ダム の 利水容量とは

- 不特定容量と新規開発容量（水道）からなる。

■不特定容量とは

- 流水の正常な機能を維持するために必要な流量（正常流量）を貯留する容量
- 正常流量とは、動植物の生息環境・景観・流水の清潔さ等を保持するための流量（維持流量）と農業用水のための流量（水利流量）とを合わせた流量。
- ダムでは、10年に1度発生すると考えられる渇水時にも対応できるよう計画



■正常流量の法的位置づけ

- 河川法第1条（目的）

この法律は、河川について、洪水、高潮等による災害が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより（以下、省略）

- 河川法第3条第二項（河川管理施設）

この法律において「河川管理施設」とは、ダム、堰、水門、堤防、護岸、床止め、樹林帯その他河川の流水によって生ずる公利を増進し、又は公害を除去し、若しくは軽減する効用を有する施設をいう。

■利水容量の決定フロー（利水計画）

1. 水文資料の収集・整理

2. 河川利用現況と必要流量の把握

- 6) 維持流量
- 7) 水利流量

3. 基準点の設定

4. 正常流量の決定

5. 水道補給量の設定

6. 貯水池使用計画の策定

1. 水文資料の収集・整理

- ・安威川流域の雨量、河川流量等データを収集・整理し、現況を把握
- ・10カ年第1位相当（20年では第2位、30年では第3位）の渇水年を算定するため、10年単位でできるだけ長期間の実測資料が必要
- ・安威川では近年20年間（S60～H16）で検討

（参考）雨量観測所：流域内と近傍に9箇所、水位観測所：安威川水系内8地点、うち本川5地点。常時流量観測しているのは桑原橋、千歳橋、中河原橋の3地点で、流量資料が得られるのはS54年以降の26年

2. 1) 維持流量

- ・「動植物の保護」「水質の保全」「河道利用状況」等の観点から渇水時にも維持すべき流量を把握
- ・安威川では、

- ①動植物の生息地又は生息地の状況：「アユ」「カワヨシノボリ」「オイカワ」「ニゴイ」
- ②漁業：「アユ」（漁業権設定されており、①に含めて検討）
- ③景観：橋梁からの視点
- ④流水の清潔の保持：環境基準値（BOD）

（参考）他に検討項目として、舟運、塩害の防止、河口閉塞の防止、河川管理施設の保護、地下水位の維持等、観光、人と河川の豊かなふれあい確保がある。参考文献：「正常流量検討の手引き（案）（H13.7国土交通省）」

2. 2) 水利流量（農業用水）

- ・水利用実態として河川からの取水量を把握。安威川では農業用水が該当
- ・安威川は5～9月の間、茨木市の灌漑水源として広く利用されている。
- ・現況の灌漑面積は約85ha

3. 基準点の設定

- ・「ダム地点」のほかに「千歳橋地点」を設定

（参考）基準点の条件は①大きな取水地点②支川の合流地点または分派③新規取水地点であると同時に観測所の位置。千歳橋地点は、これらをまとめて管理できる地点であることから基準点に設定。

4. 正常流量の設定

- ・基準地点について、維持流量・水利流量の双方を満足する流量を正常流量として設定。

地点名		ダム地点	千歳橋地点
必要な流量	灌漑期(最大)	概ね 0.8 m³/s	概ね 0.7 m³/s
	非灌漑期(最大)	概ね 0.2 m³/s	概ね 0.6 m³/s

5. 水道補給量の設定

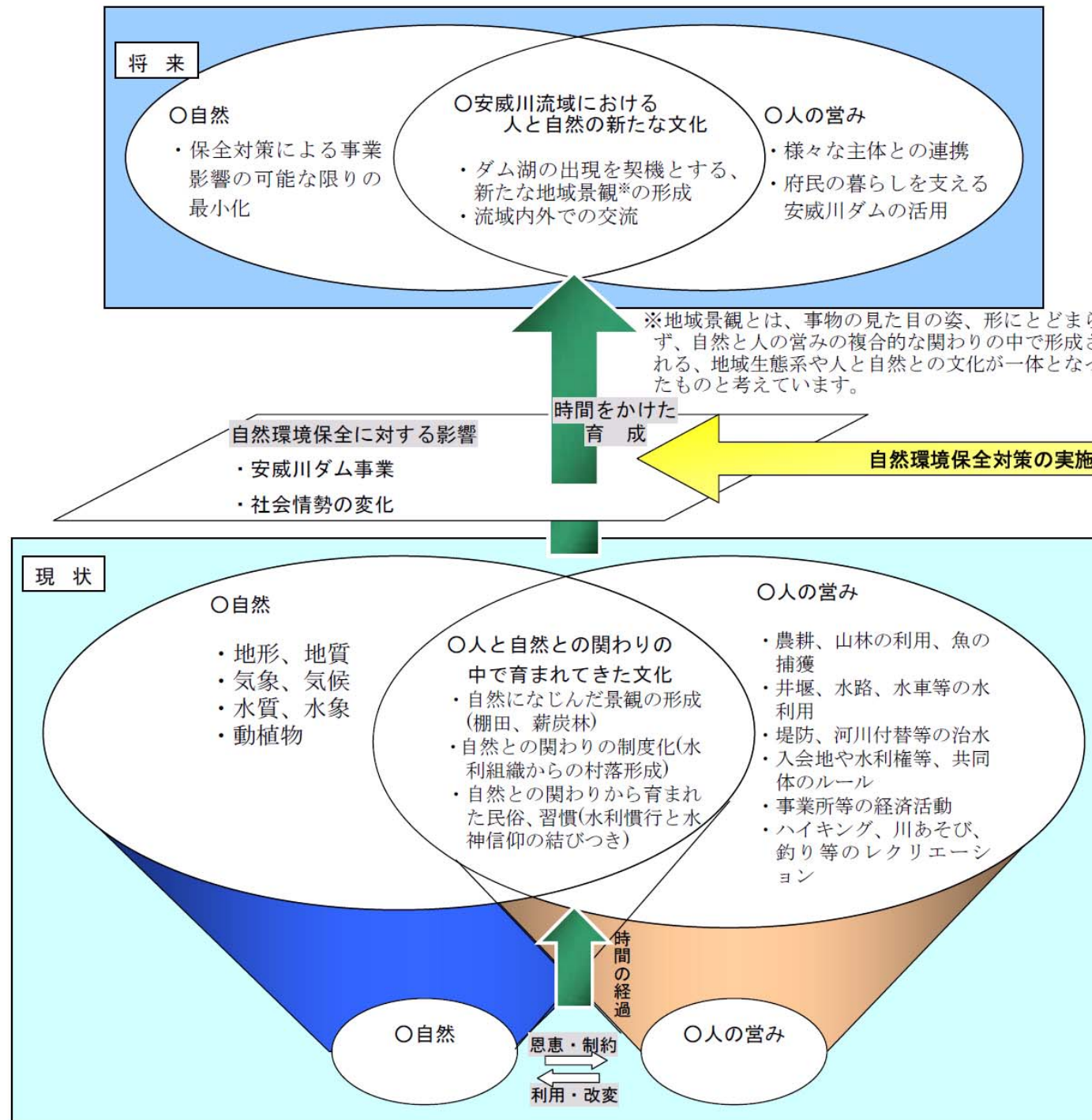
- ・ダム地点で、日量 1 万 m³ を供給

6. 貯水池使用計画の策定

- ・10年に1回程度の渇水に対して、正常流量を確保できるように、必要容量を算定。

【結果】利水容量 = 不特定容量 + 水道容量 = 140万 m³ + 100万 m³ = 240万 m³

安威川ダム自然環境保全へ向けての基本的な考え方



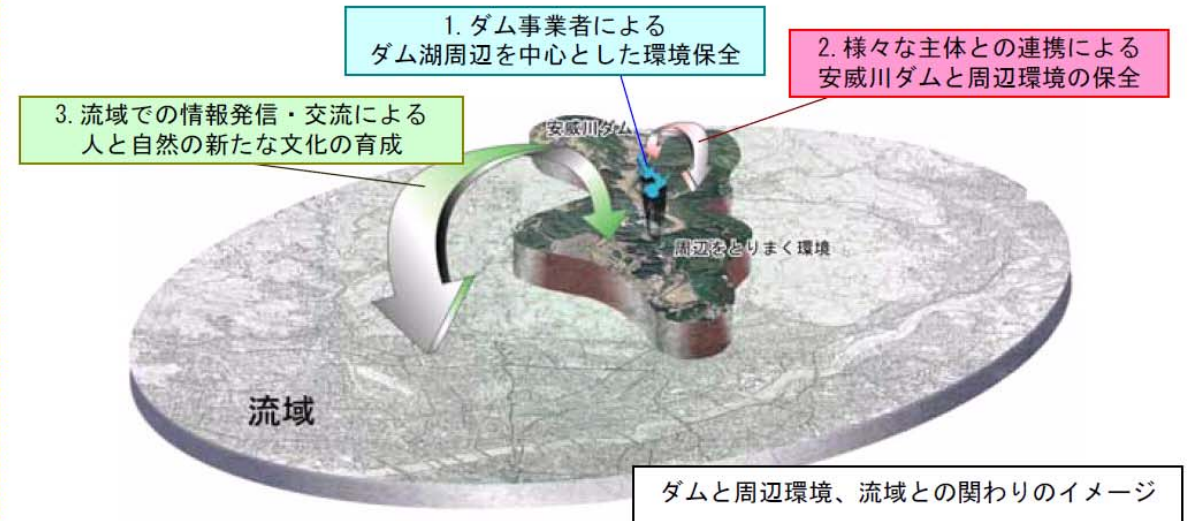
自然環境保全対策実施にあたって留意すべき考え方

■ ダム事業者としてダム湖周辺を中心とした環境保全を実施して必要があると考えます。

1. ダム事業者として、ダム事業による影響を可能な限り小さくするとともに、自然、人の営み、文化といった広範な分野にわたって保全に取り組む必要があると考えます。
 - 1) 回避・低減・代償による保全対策の段階的な実施
 - 2) 長期的(10年、20年単位)な視野での対策、管理、評価の実施
 - 3) 社会情勢の変化に応じた柔軟な検討・対策の実施
 - 4) 自然、人の営み、文化の密接な関わりを考慮した保全対策の実施

■ 様々な主体の参画と流域全体を視野に入れた、長期的な保全対策に取り組む必要があると考えます。

2. 人々の暮らしを支える安威川ダムと周辺環境の保全へ向けて、住民、ビジターや事業所、関係機関など、様々な主体の参画を促進する必要があると考えます。
3. 流域共有の環境資源としての安威川ダムの創造を通じた、人と自然の新たな文化を育成する必要があると考えます。



4. 安威川ダムの自然環境保全へ向けての基本目標と実施方針

ダム事業者による ダム湖周辺を中心とした 環境保全

これまでの地域生態系の保全や、自然と人の営みの関わりによる新たな地域景観の形成に貢献できるよう、ダム事業による影響を可能な限り小さくすることを目標とします。

水がつながく
「自然・人・文化」
を育む
安威川ダム

様々な主体の参画と 流域全体を視野に入れた 長期的な取り組み

安威川ダムが流域の中になじみ、人々とともに長くその役割を果たしていくことを目標とします。

基本目標 1

動植物の生息環境の保全

生息環境の消失等、事業の影響を可能な限り小さくし、樹林や河川のもつ潜在能力が十分に発揮されるような保全対策を行います。

基本目標 2

新たに出現する 水環境の保全・創出

新たに出現するダム湖及びダム下流における、水質の保全と生態系の保全・創出に取り組みます。

実施方針

1

落葉広葉樹林を基調とする里山環境や溪流沿いの常緑広葉樹林など、様々な動植物が生息・生育する「場」とこれらの環境を特徴づける「種」への影響を可能な限り回避・低減・代償する対策を実施します。

実施方針

2

人々が育成してきた里山や棚田といった環境の回復に取り組むにあたっては、地域固有の動植物への配慮と順応的な環境管理を行っていきます。

実施方針

3

ダム湖周辺環境の保全対策を検討するにあたっては、自然（動植物や水質）、人の営み、文化の密接な関わりを考慮するとともに、社会情勢の変化に応じた柔軟な検討を行います。

実施方針

4

工事中の濁水対策はもとより、ダム湖の富栄養化・濁水長期化対策やダム下流での濁水長期化・冷温水現象・土砂移動量低下・河川の流況単調化対策を計画的に検討・実施します。

基本目標 3

地域との連携

人々の暮らしを支え、誇りとされるような安威川ダムを目指し、様々な主体による広範な分野からの参画を図ります。

基本目標 4

自然環境の豊かな 流域の育成

安威川流域全体の良好な水環境・生態系の創出と健全な水循環の形成に取り組み、人と自然の新たな文化を育みます。

実施方針

5

周辺環境との関わりに配慮したダム湖及び河川環境の保全・創出に向けて、関係機関と連携し、対策に取り組みます。

実施方針

6

住民、ビジターや事業所、関係機関との連携・協働を図り、将来にわたるダム湖の環境管理や活用を行うしくみをつくります。

実施方針

7

人々がダムの役割やダム湖周辺の環境資源の情報を共有できるよう、情報発信拠点の整備を図ります。

実施方針

8

ダムを流域の拠点として人と自然の新たな文化が生まれることが期待できます。里とまちとの交流による環境学習の促進など、持続的な流域の形成へ向けて取り組みます。